

後発医薬品の使用に関する お知らせ

■当院は厚生労働省の指導方針に沿い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

◆後発医薬品とは

新薬は、開発メーカーによって独占的に製造・販売できる特許期間があります。しかしこの特許期間が満了すると、他の医薬品メーカーでも、同様の成分・効き目の薬を製造・販売できるようになります。

これがジェネリック医薬品です。

※上記につき不明な点は受付までご相談ください。

医療法人 弘仁会 岡林病院